

神奈川県最低賃金額審議に関する意見書の提出について

神奈川県最低賃金額審議に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 5 年 6 月 23 日提出

提出者	秦野市議会議員	福 森 真 司
賛成者	同	吉 村 慶 一
	同	今 井 実
	同	阿 蘇 佳 一

提案理由

最低賃金の決定に当たっては、客観的なデータを基に、特にコストの増加分を十分に価格転嫁し得ない中小企業・小規模事業者の支払能力について、公労使により納得ある議論を尽くすとともに、最低賃金制度は、地域や経営の実態を踏まえたきめ細かな制度として早期に再構築するよう、国や県に意見書を提出するものであります。

神奈川県最低賃金額審議に関する意見書

令和5年5月8日には新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へと引き下げられ、今後は、コロナ禍からの正常化に伴う個人消費の高まりなどもあり、日本経済は回復基調に推移することが期待される。しかし、人件費や燃料費などコストの増加分を十分に価格転嫁できていない中小企業・小規模事業者は、事業収益を大きく圧迫される状況が続き、依然として危機感を抱いている。

こうした状況下において、神奈川県の時間当たり最低賃金額は1,071円で、東京都の1,072円に次いで全国2番目の高い水準にあり、全国で最も低い853円との差額は218円となっており、20年前の100円から2倍以上に拡大している。また、隣接する静岡県の944円、山梨県の898円との間にも大きな開きがあることから、経済活動において、隣接県の企業との競争に不利益を生じている。

そのような中であって、神奈川県の最低賃金については、中央最低賃金審議会の答申を受け、神奈川地方最低賃金審議会において審議されているが、本市は県西域の経済圏に位置し、都市部と比べ、地価、物価、賃金などに格差がみられ、経済や生活実態は大きく異なるにもかかわらず、県内を一つの単位として最低賃金額が定められている。

以上のことから、最低賃金の決定に当たっては、客観的なデータを基に、特にコストの増加分を十分に価格転嫁し得ない中小企業・小規模事業者の支払能力について、公労使により納得ある議論を尽くすとともに、最低賃金制度は、ランク制度の導入も含め、経済圏別、業種や業態、企業規模別など、地域や経営の実態を踏まえたきめ細かな制度として早期に再構築するよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣
神奈川県知事

秦野市議会議員 小菅基司